

旭川市の子童生徒をいじめから守るために

# 旭川市いじめ防止対策推進条例

令和5年6月30日施行



みなさんは、一人一人が、健やかに成長する権利を持っているかけがえのない存在です。

旭川市では、みなさんの生命と尊厳をいじめから守り、みなさんが安心して生活し、学ぶことができる社会の実現を目指して、各中学校を代表する生徒の意見も参考にしながらこの条例を制定しました。

このリーフレットを活用して、条例について理解し、自分も友達もいじめに苦しむことがなく楽しい学校生活を送るために大切なことを考えて、行動しましょう。

このリーフレットは、中学1～3年生向けに「旭川市いじめ防止対策推進条例」のことを分かりやすく表現したものです。条例の全文については、二次元コードを読み取ることで、確認することができます。



# 旭川市では、いじめから児童生徒の生命と尊厳を守るために、 市が一体となっていじめの防止等に取り組んでいます

「いじめの防止等」とは、いじめを防ぐこと、いじめを早く見つけること、いじめに対応することです。



## 旭川市の役割

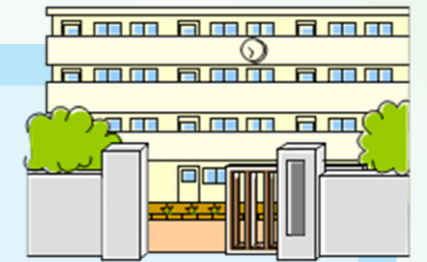
- 1 いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に行います。
- 2 学校の先生がいじめの防止等にすばやくかつ適切に取り組むために必要なことを考え、実行します。



(第4条 市の責務)

## 学校の役割

- 1 学校全体でいじめの防止等に取り組めます。
- 2 児童生徒がいじめを受けていると思われるとき、学校いじめ対策組織で、すばやくかつ適切に対応します。
- 3 市長が行ういじめの防止等のための対策に協力します。



(第5条 市立学校の責務)

## 保護者の役割

- 1 子どもがいじめを行うことのないよう、思いやりの気持ちを育てます。
- 2 子どもがいじめを受けていると思うときは、いじめから守り、学校や市などに相談します。
- 3 市や学校が行ういじめの防止等のための対策に協力します。



(第6条 保護者の責務)

## 児童生徒の心構え

(第7条 児童生徒の心構え)

いじめをしてはいけないことを理解し、いじめの防止に主体的に取り組めます

自分や他の児童生徒がいじめを受けたと思うときは、すぐに相談します



児童生徒が、自分と関わりのある児童生徒から嫌なことを言われたり、されたりして「嫌だな」「つらいな」と感じたら、それは、「いじめ」です。SNS、オンラインゲームなどインターネットを通じて行われる行為も含まれます。

(第2条 定義)

## 市民等の役割

- 1 見守ったり、声をかけたりするなど児童生徒と触れ合う機会を大切にします。
- 2 児童生徒がいじめを受けているときやいじめを受けていると思われるときには、すぐに市や学校などに相談または通報します。



(第8条 市民等の役割)

## 【基本理念】

いじめの防止等のための対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であることを踏まえ、全ての児童生徒が安心して生活したり、学んだりできるようにし、学校の内外でいじめが行われなくなるようにしなければなりません。  
(第3条 第1項)

いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめをしないだけでなく、いじめを見て見ぬふりをせず、いじめの防止のために主体的に行動できるようにするため、児童生徒がいじめの問題について学び、理解を深めるようにしなければなりません。  
(第3条 第2項)

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命や安全を守るために、市、学校、保護者、市民等、関係機関が連携して、児童生徒が苦痛を感じている状況を積極的に捉え、すばやく対応するとともに、いじめの問題を克服することを目指して行われなければなりません。  
(第3条 第3項)



# 一人で悩まず相談しましょう

児童生徒・保護者・市民等

相談

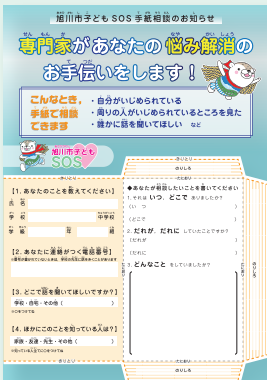
支援

- 手紙、チャット、電話など、多様な相談窓口を設置しているので、学校の先生や保護者などに相談しにくいときなどは、利用しましょう。
- スクールソーシャルワーカー、心理士、弁護士などの専門家が相談に対応します。
- 学校や関係する機関などとも連携しながら、相談してくれた内容が解決するように手助けします。



## 旭川市子どもSOS手紙相談

手紙を出すことで、誰にも知られることなく、悩みを相談することができます。  
相談用のはがきは、7月、10月、1月に届きますので、悩みがある人は、気軽に相談してみましょう！



## チャットによるいじめ相談

旭川市立の小・中学校に通う小学5年生～中学3年生は、学習者用タブレット端末や個人のスマートフォンなどから主にいじめに関する相談ができます。



## 旭川市子どもSOS電話相談

いじめ なしよ  
＜電話番号＞ 0120-126-744 (フリーダイヤル)  
＜受付時間＞ 平日 8:45～17:15

## 子どもホットライン

こんにちは コール  
＜電話番号＞ 0120-528-506 (フリーダイヤル)  
＜受付時間＞ 月・木 8:45～20:00 / 火・水・金 8:45～17:15

専門の相談員が話を聞き、みなさんの心のケアや問題解決のサポートをしてくれます。

